

Wi-Fi 6対応CTY無線ルーターサービスに関する利用規約

株式会社シー・ティー・ワイ（以下「CTY」といいます。）は、CTYが貸与するWi-Fi 6対応無線LANブロードバンドルーター機器（以下「無線ルーター」といいます。）を利用した通信オプションサービス（以下「無線ルーターサービス」といいます。）をこの利用規約（以下「本利用規約」といいます。）に基づき提供します。

第1条（提供の開始）

CTYと加入者との間の無線ルーターサービスの提供は、「CTYインターネット接続サービス契約約款」に基づく加入者が、「CTYインターネット接続サービス料金表」及び本利用規約の内容を了承した上で、CTYに対し、CTY所定の文書により無線ルーターサービスの申込を行い、当該文書をCTYが受理したときに提供を行うものとします。

第2条（無線ルーターサービスの利用及び課金）

無線ルーターサービスの利用開始日は、無線ルーターの設置工事完了日とします。課金開始日は、工事完了日の属する月の翌月を起算月とします。ただし、提供を開始した日と契約の解除があった日の属する月が同月の場合、提供を開始した日から起算するものとします。

第3条（無線ルーターサービスの解約日及び課金終了月）

無線ルーターサービスの解約日は、無線ルーターがCTYに返却された日（または指定業者による工事完了日）としますが、解約日の属する月の課金は行うものとします。

第4条（最低利用期間）

無線ルーターサービスの最低利用期間は、利用料の支払開始日より36ヶ月とします。

第5条（最低利用期間内解約の違約金）

最低利用期間内に無線ルーターサービスの解約があった場合、加入者は残余期間に対応する「無線ルーターサービス」利用料相当額の違約金を、CTYが別途定める期日までにCTYが指定する方法により支払うものとします。

第6条（機器の利用、保管等）

加入者は、本利用規約の各条項及びCTYの指示に従って無線ルーターを善良なる管理者の注意をもって利用、保管するものとします。

2 加入者は、無線ルーターの転貸、改造・改変、及び申込時に届出のあった設置場所以外への移転を行ってはならないものとします。

3 前項に違反する行為によって生じた加入者の損害に対して、CTYは責任を負わないものとします。

4 加入者は、無線ルーターに故障、滅失、毀損等が生じたときは、速やかにその旨をCTYに通知し、CTYの指示に従うものとします。

5 加入者の責に帰すべき事由により無線ルーターに故障、滅失、毀損等が生じたときは、CTYは、加入者に対し、その損害賠償を請求することができるものとします。

第7条（免責事項）

加入者による無線ルーターの利用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、CTYは何人に対しても責任を負わず、加入者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

2 無線ルーターの交換、故障、滅失、毀損、不具合等、あらゆる原因により、正常に通信ができなかった場合の補償、及び直接・間接の損害に関して、CTYは一切の責任を負わないものとします。

第8条（本利用規約の変更）

CTYは、以下の場合に、CTYの裁量で民法548条の4の規定により本利用規約を変更することができます。

(1) 本利用規約の変更が、加入者の一般の利益に適合するとき。

(2) 本利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 CTYは前項による本利用規約変更にあたり、変更後の本利用規約の効力発生日の1ヶ月前までに、本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容とその効力発生日をCTYウェブページ（<https://www.cty-net.ne.jp/>）に広告します。

3 変更後の本利用規約の効力発生日以降に加入者が無線ルーターサービスを利用したときは、加入者は、本利用規約の変更に同意したものとみなします。なお、無線ルーターサービスの提供条件は、変更後の本利用規約によります。

第9条（協議等）

本利用規約に定めのない事項については、CTYインターネット接続サービス契約約款を適用するものとします。

2 加入者及びCTYは、本利用規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

2020年10月1日制定

2021年4月1日改定

C T Y無線ルーターサービスには、以下のサポートがご利用いただけます。「C T Yインターネット接続サービス料金表」に定める月額利用料に含まれるサポート範囲と有償サポートとなる範囲、及びその他ご了承ください事項は、以下のとおりとなります。

【C T Y無線ルーターサービス月額利用料に含まれる対応内容】

- ★ 無線ルーター1 台の貸与
- ★ C T Yインターネットサポートセンターの電話サポート
- ★ 無線ルーター親機故障による出張交換作業で機器故障の原因がお客様の責によらないもの
※W i - F i 機器の設定作業を行うにあたり機器の取扱説明書のご準備、無線ルーター付属の取扱説明書兼メーカー保証書の保管をお願いいたします。

【有償となる対応内容】

- ★ 初回設置訪問時の無線ルーター 1 台の設置・初期設定費用 (5,000 円 (税込 5,500 円))
- ★ 機器故障以外の出張費用 (子機の追加増設やW i - F i 機器を追加購入された場合の設定作業は無料となりますが、出張費用 3,000 円 (税込 3,300 円) が別途必要となります)
- ★ 無線ルーター子機 (中継アンテナを含む) に関する費用 (関連機器購入費用、設置費用及び専用のドライバーソフト等のインストール費用は実費を申し受けます)
- ★ 有線L A Nの配線工事
- ★ 設定可能な状態にある家庭内のW i - F i 関連機器の設定及び工事を伴わない有線L A Nの設定作業
※設定可能な状態とは、無線ルーター訪問設定時に下記の条件を満たす必要があります。
 1. 標準でW i - F i の送受信機能を搭載する機器、または有線L A Nポートを搭載していること (専用のドライバーソフト等のインストールが必要なものはインストール費用として5,000 円 (税込 5,500 円) が別途必要となります)
 2. 電源投入済の完動品であること (新品未開封品の設定は行いません)
 3. 当社にて設定画面への遷移が可能であること (パスワードロック等がかかっていた場合、設定作業を行う事ができません)

【最低利用期間及び違約金】

- ★ 無線ルーターサービスの最低利用期間は、利用料の支払開始日より 36 ヶ月とします。
- ★ 最低利用期間 (36 ヶ月) 以内に無線ルーターサービスの解約があった場合、残余期間に対応する「無線ルーターサービス」利用料相当額の違約金をお支払いいただきます。

【免責とさせていただく内容】

- ★ 無線ルーターの性格上、ご利用される建物の材質、構造、電磁波 (電子レンジ等) の影響により通信が不安定になる場合があります。また、何らかの不具合により通信ができなかった場合の損害について、C T Yは一切の責任を負いません。
- ★ W i - F i 機器の操作方法、各種ソフト (アプリケーション) の操作方法等に関するお問い合わせは、C T Yではお答えする事ができません。機器の製造販売元またはソフトの開発販売元へお問い合わせください。
- ★ 無線ルーターサービスは、全ての機器間の接続を保証するものではありません。

※表記の税込価格は消費税率 10%の価格です。

消費税法の改定により消費税率の変更があった場合は変更後の税込価格で精算させていただきます。